

国自旅第 180 号
令和 8 年 2 月 25 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る
認可に付された期限の延長について

本制度は「準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について」（令和 7 年 1 月 28 日付け国自旅第 272 号）において定め、暫定活用に係る増車認可に付された期限については令和 8 年 3 月 31 日までとしていたところである。

一方、令和 7 年度の未稼働枠の暫定活用に係る増車した地域の輸送実績を踏まえて供給輸送力の状況を検証する必要があることから、当該認可に付された期限を令和 8 年 10 月末まで延長することとし、本制度のあり方や運用については検証後に判断することとする。

については、延長を希望する事業者は別紙 1 により各運輸支局等に対して期限延長の申請を行うこととし、各運輸支局等は別紙 2 により通知を行うこととするので、その旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

令和 年 月 日

〇〇運輸支局長 殿

氏名又は名称：

住 所：

代 表 者：

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る
認可に付された条件の変更申請書

令和 7 年 3 月 28 日付け〇〇第 号の準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更の認可について、当該認可に付された期限が満了するので、令和 8 年 10 月 31 日まで期限の延長を申請します。

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る
認可に付した条件の変更通知書

〇〇 〇〇 殿

令和 7 年 3 月 2 8 日付け〇〇第 号の準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更の認可に付した期限は、令和 8 年 10 月 31 日までに変更する。

令和 年 月 日

〇〇運輸支局長 〇〇 〇〇